

2025年6月開催予定の当社株主総会の送付資料変更について

会社法改正に伴う電子提供制度ⁱへの対応として、2025年6月に開催予定の当社株主総会より送付資料を以下のとおり変更いたします。

変更前（2024年6月総会まで）

<株主様宛の送付物>



+



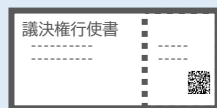
<株主総会資料の閲覧方法>

書面でご確認

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供措置が開始されておりますが、当社は株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしてまいりました。

変更後（2025年6月総会から）

<株主様宛の送付物>



+



通知書面

株主総会の日時、場所、議案、
ウェブサイトのアドレス等を記載



<株主総会資料の閲覧方法>



ウェブサイトでご確認

インターネットのご利用が困難な場合等で、今まで通り株主総会資料を書面（交付書面省略事項を除く）で受領されたい株主様は、下記に記載しております書面交付請求手続きが必要となります。

***** 書面交付請求のお手続き方法 *****

お取引の証券会社または、以下の株主名簿管理人「三井住友信託銀行株式会社」までお問い合わせください。なお、次回2025年6月に開催予定の第78回定時株主総会においては、株主総会の基準日（2025年3月31日）までにお手続きを完了する必要がありますので、お早めにお手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 専用コールセンター

0120-533-600

担当者による対応 受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日及び12/31~1/3を除く）

ⁱ 電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主様に対し、そのウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供することができる制度です。



ソーダニッカ株式会社